

22 日臨技発第 132 号
平成 22 年 7 月 15 日

各都道府県技師会長 各位

社団法人 日本臨床衛生検査技師会
会長 高田 鉄也



綱紀肅正について(通知)

平素は会務ご苦労さまです。

平成 22 年度も 1 三半期を経過し、夏季休暇の声も聞かれる時期になりました。

この時期、例年、監督官庁である厚生労働省からも「綱紀肅正並びに事故防止について」が発出されております。

特に綱紀肅正については、当会でも「綱紀肅正並びに危険物の管理取り扱いについて」<平成 16 年 7 月 15 日 16 日臨技発 148 号>、更に、「社団法人日本臨床衛生検査技師会倫理綱領並びに倫理綱領に係る申し合わせ事項」<平成 18 年 2 月 3 日事務連絡>を提示し、注意を喚起してきたところであります。

しかしながら、不可抗力による医療事故とは別に、臨床検査技師による不祥事が後を絶たず、昨日の読売新聞および毎日新聞<7 月 14 日付>にも同様な事例が報道されております。

これら行為は、医療人として国民を愚弄するものであることは勿論、同じ職名を有する多くの真摯な臨床検査技師を裏切る行為であります。

現在、公益申請を準備している各都道府県技師会もあると思われますが、それをも邪魔するものであることは言うまでもありません。また、医療機関臨床検査部門や臨床検査技師会の監理体制の不備を問われる結果となります。

厚生労働省には、臨床検査技師に対しては、医師、薬剤師、看護師、理学療法士などと異なり「医道審議会」が設置されておりません。直接患者に接しないためとも解釈されますが、患者から採取した検体は「人」であり、「もの」ではないという我々の見解を自ら放棄する行為は許されるものではありません。すでにご承知のとおり、平成 22 年度事業には、「医療行為」に関連する事業が含まれております。これら不祥事が事業への足枷となることは避けなければならず、事例によっては放置できないものと考えております。

以上、綱紀肅正について、貴会ホームページへの掲載をはじめ、会員への周知徹底を図られるようお願いいたします。

尚、今までの通知文および会報 JAMT 掲載の関連記事を添付しますので、今一度、お目通しいただくよう重ねてお願いいたします。

記

- 一、綱紀肅正並びに危険物の管理取り扱いについて<平成 16 年 7 月 15 日 16 日臨技発第 148 号>
- 一、綱紀肅正について<平成 18 年 2 月 3 日事務連絡第 91 号>
- 一、綱紀肅正について (通知) <平成 19 年 6 月 25 日事務連絡第 16 号>
- 一、修・文化としての倫理=倫理の Globalization は可能か=<会報 JAMT Vol.12 No.9 5~7P>